

## ○兵庫県公立大学法人の設立等に関する条例（平成25年3月22日条例第9号）（抜粋）

最終改正:令和2年12月14日条例第42号

改正内容:令和2年12月14日条例第42号

### 第2章 兵庫県公立大学法人評価委員会

(名称)

第3条 法第11条第1項の規定により県に設置される地方独立行政法人評価委員会の名称は、兵庫県公立大学法人評価委員会とする。

(組織)

第4条 兵庫県公立大学法人評価委員会（以下この章において「委員会」という。）は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任)

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。